

なお、お手元へ御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議事不審査報告書) 別添参照

まず本会について理事者の説明を受けた後に質疑に入りしました。

まず委員より、すみれ保育園の位置であった大宮福生九四六番地の一を買収して、今まで保育園があった九五一番地は合筆によってなくなったものの質疑を打ちまして、理事者より、今まで民有地であり九五一番地も含まれていたが、合筆によって九四六番地の一となった。保育園以外の所にはまだ九五一番地という表示の土地があるとの理事者の答弁でございました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ当委員会報告とおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第七十号について採決いたします。

本会に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議事第七十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第三 議事第七十一号 福生市児童育成手当条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議事第七十一号 福生市児童

育成手当条例の一部を改正する条例について審査報告とその審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者側より、この制度は児童福祉向上の一環として東京都の全額補助により実施されているが、都条例の改正に伴う手当の額を引き上げる旨の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく本会には原案どおり可決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議案第七十一号について採決いたします。

本会に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第七十二号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議案第七十二号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例について審査報告とその審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず本会について理事者より、この制度は老人福祉向上の一環として東京都の全額負担により実施されているが、都条例の改正に伴って手当の額を引き上げる旨の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく本会は原案どおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会報告となり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に对する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終了します。

これより議案第七十二号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することと、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。

よって議案第七十二号は、委員長

の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第五 議案第七十三号 福生市重度心身障害者福祉

手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告と願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君)

御指名がございましたので、議案第七十三号 福生市重

度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について審査報告としようの審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず本会について理事者より、この制度は重度に身障害者福祉向上の二環として東京都の心身障害者福祉手当条例が改正されたので、それに伴って手当の額を引き上げる旨の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく本会では原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第百二十三号について採決いたします。

本会に対しする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会では、委員長の報告のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十三号は、委員長

の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第六 議案第百二十四号 昭和六十年度福生市一般会計

補正予算(第三号)を議題といたします。

本会については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので各委員長から報告を願います。まず総務委員長 井上寅吉君。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第百二十四号のうち、

総務委員会所管分につきまして、委員会におけるところの審査の概要を御報告と申し上げます。

です。

(議案不審査報告書) 別添参照

総務委員会の所管分は歳入全般と歳出のうち、議会費を始め七項目に

わたっており、歳入と歳出に分けて審査することといたしました。

まず歳入全般について理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、地方交付税は地方財政計画により伸びはなかつたはずだが、福生市では五％程度の伸びがあったようにだが、その原因は単価改正だというが、その趣旨はどうかであったのか。それから、生活保護はことしから一割減額となり、その一割のうち二分の一を東京郡が負担することになっているが、残りの二分の一はどのような形で予算計上されているか。また用品調達基金の運用について説明願いたいとの質問に對して、理事者より、地方交付税の関係は交付税の全体的特徴みたいになります。一つは国庫補助金の負担率を下げたことに伴い、生活保護費、社会福祉費、義務教育教材費が落ちましたので単価改正がされていきます。

また生活保護費の負担の件は、従来ですと十分の八が国庫補助、十分の二が区中町村という形でしたが、今回から国が十分の七、区中町村が十分の三という形になりました。このように郡が十分の一・五、中が十分の一・五という形で負担増となったということがあります。

用品調達基金の用品購入の件ですが、現在、会計課の審査係で係長と係員

二名で支出命令書の審査書類の審査等と用品調達基金の事務を取り扱っております。また、購入することによって現在中価の六割ぐらゐの単価ですと買い取りしております。その他にも各課では購入していく品、例えば封筒などのように市の名前が入ったものについては一括して購入し各課に振り分けるようにして用品購入に当たりました。また、効率と回転をよくするよう用品調達基金の運営に努力しておりますとの答弁がなされました。

また委員より、固定資産税の補正で土地関係については福生病院のことのように、償却資産分について一千二百万円はちよつと多いので、内容的に償却資産ということなので、今後も収入となくなつていくのではないかと思われるが、何か大きなものが償却資産として市内に落ちたのではないかと質問に對して、土地分は福生市内の課税で、その土地を課税できた分の増額であつて、交付金の関係の大蔵省分については、これは物納の関係でして、いわゆる相続税の支払う方法として物納をしたそのものがたまたま福生病院の土地であつたわけで、今まで個人の所有であつたので固定資産税と課税でございましたが、物納後は国の所有物となり、本来、国がその目的のために使用している場合、交付金の対象となりませんが、それ以外の第三者が使用している

場合は交付金の対象となり、したがって福生病院の土地は国の土地ではあるけれども、福生病院で使っているもので交付金の対象となります。ただ一部事務組合は特別地方公共団体であり、看護学院は医療法人が経営する学院であり、いずれも交付金の対象となりません。したがって、それらの土地を除いた残りの土地が交付金の対象となります。

それから償却資産ですが、これは企業が持つっている動産で、会社等にある高価な機械類があります。企業または個人でも百万円が免税点でこれを超える資産を所有している者に對し償却資産を対象とした課税がなされるわけです。また、これと千二百万円を調定がふえ予算の増を見たが、その年により償却資産の申告の増減により金額の増減も生じる。そのように御理解を願いたいとの答弁がなされました。

また委員より、納付金のところで日本電電公社とあるが、すでに日本電信電話株式会社とかわつていますが、暫定措置でこういう表現を使っているのかとの質問に對し、これはあくまで今年一月二日現在の状態をもって日本電信電話公社とし、この納入については四月一日以降はNTTになりましたが、それにかかわる納入する形で、あくまで電信

電話公社という形で今年一年間を通していくということですとの答弁がありました。

なお委員より、地方交付税ですが、福生市の場合は一応自己財源の少ないところが有利な方向で改定がされたと解釈してよいのか。近隣を見ますとそうでもないようであるが、どこが、また昨年の実績について伺いたい。要調整額が六百六十九万円ほどあるが、今後は入ってくる見込みがどの程度の質問に對し、地方交付税が福生にとって有利に働いているかどうかについては今年の場合、いずれも地方交付税そのものが基準財政需要額を積上げ、それから基準財政収入額を積上げ、行われているもので、そういう点では近隣の昭島市が富裕団体となりましたが、それは例のエレクトロニクス関係の法人税が伸びたことで収入額が伸びたということですが、今回の地方交付税が福生市にとって有利であったかどうかは何とも言えない感じはしますが、もちろん福生も収入の額の方は例年よりかなり伸びています。ただ、需要額の伸びがそれを上回ったということとで前年より減りました。その辺のところで細かく分析することは難しいので御勘弁を願いたいと思いますとの答弁がありました。

引き続きまして歳出について説明を受けた後、質疑に入りましたが、委員より、公債費ですが、一億五千八百余万円を繰り上げ返還をするということだが、この利子の

関係はどうなっているかとの質問に對し、本年度分の利息についてはこの額の中に入っておりません。これは元金のみで実はまだ時期の問題があるので、まだここには元金のみを補正しているとの答弁がありました。

なお委員より、利息が高くなり早く返還するということですが、本来ですと議決になったりすぐ返していただく、あと半年あるので半年分の利息は払う必要がないので利息も予算に減額計上すべきであると思うが、どうなのかとの質問に對し、お説はもうともですが、全体的に資金繰り関係の問題もあるようですので、その時期等についてはこれからいさ少しもう一点を検討してやらせていただきますとの答弁がなされました。

また委員より、職員の夏期、年末、年度末の三回の手当は四九九月とあるのだから、その都度補正をしていって四九九月の予算で足りなくなった時点で補正をしたかどうかと思うが、その見解を伺いたいとの質疑に對し、理事者より、大変ありがたい指摘ですが、私ども、そういう形で認めていただければ結構ですが、従来、経緯は御案内と思いますが、できるだけ義務費ですので先食した場合、直近の議会に補正を上げるとしてその後、備えていたなど、たいと、指摘がありました。それに

基づいて現在やっております。これは約束したことでありますのでそれを守っているわけで、何の機会にもまた相談していただきまして、指摘いただいたような事務処理をさせていただければ、私どもとしては事務量も当然減りますので助かりますとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、総務委員会所管分につきましては全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ当委員会の報告とあり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

審査報告とてしていただきます。

○議長(森田治男君) 次に建設委員長 木村徳藏君。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) おはようございます。御指名がございましたので議案第

七十四号の建設委員会所管分につきまして審査報告とてしていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

当委員会に付託された部分は、建設部関係の労働費、住宅費を除く、工不費、また経済課関係では総務費中の統計調査費、衛生費中の公害対策費、

農林水産業費、商工費でございまして、理事各側より内容の説明があった後、委員より、商業統計調査についての具体的な説明を伺いたいの質疑があり、理事各より今回の商業統計調査についても実施要綱で定められたわけであるが、今年度の商業統計調査については却と小売について調査を行うことが適当であるという統計審議会の結論を得、その結論を経て通商産業省の方で六十年度の商業統計調査については飲食店を除くということになり、事業計画の内容が減少したとの答弁がありました。

また委員より、飲食店だけ扱ったのはどう理由かとの質疑に対し、理事各より、飲食店を除いた理由については特に説明を受けてはいないが、飲食店の調査は大変複雑であり、かつ調査に要する日数が相当かかるといふのが国の方の理由かと思うとの答弁がありました。

また委員より、国際森林年になつてその記念事業を西多摩広域圏の共同事業として行く骨子のようなが、森林が多岐所と福生市のように都市化が進んでいる所とがあり、広域圏の中で一括したにすることが適当かどうか、そういうことについて話があったのかという質疑があり、理事各より、確かにこういう問題は内部的にもかかり

あったが、緑化の問題は全体的な方法であり、そういう意味で福生市で福生市だけのやり方で市内と不ふやすという意味でのやり方はできるのではないかと、この部分については市町村がそれぞれ単独で決めてよいという形になったとの答弁がありました。また委員より、緑化推進事業として今まで誕生日に苗をプレゼントしていたわけだが、木を植えられる家庭もかなりある中で、そういう家庭には鉢植えの花をプレゼントすることなど今後考へていた方がいいとの要望もあり、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告となり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君)

次に厚生委員長 赤星行人君。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名によりまして議案第七十四号昭和六十年度福生市一般会計補正予算第三号、歳出予算のうち厚生委員会所管分につきまして審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事不審査報告書) 別添参照

まず本不審査に先立ち担当課長より内容説明を受けた後、審査に入りました。
委員より、最近で医療扶助の最高額と病気の種類について質疑があり、
理事者より、一件についての最高は百六十万円前後で、主に脳性のがん系統である旨
の答弁がなされました。

また生活保護の大幅増加となった原因は何か。生活保護の級地引き上げ前の
世帯数や児童育成手当の受給者について聞きたいとの問いに對して、昭和五十九年
度は、一年間に五十一世帯、九十一名という大幅な増があり、六十年度も四月から六月まで
の平均所要額は六千三百七十万円ほどで、単純に計算すると七億六千万円ぐらゐ必要
となる。当初予算と比較すると八千七百万円ぐらゐ不足することになった。過去
三年間の実態を見ると伸び率は単純に計算すると八・二%アップとなり、過去五
年間の実態、今後の伸び等を考え今回補正をいたしました。

また最近の伸びについては福生は一級地、近隣は二級地であり、また交通も便
利で市街化されているし、また低家賃住宅が多数あること等から増加しているのだ
はないか。それに老人世帯、傷病世帯の増、転入者が多いこと、飲食業等も多く資

格等を必要としないう仕事で安易に見つかるというふうなことも原因となっているのでは
ないか。これらも実態をよく検討したい旨の答弁がなされました。

また委員より、児童育成手当の受給人数と母子家庭で生活保護を受けて
いる世帯はどのくらいかとの質疑に、本会議において八月末現在の実数で説明した
が、非常に離婚等がふえ児童育成手当が増加の傾向にあるので予算ではやはり
を持たせて育成手当五百八十八人、障害手当六十一人というところで計上しております。
また母子家庭で生活保護を受けているのは六十一年四月で六十三世帯である旨、答
弁がなされました。

委員より、生活保護認定時の試算処理の対応はどのようになっているかとの質
疑に對して、一般的に不動産は三年間生活できる程度以上の者は活用するといふ形
になっている。これは目安であって、将来更生できる要因があれば処分せず住宅扶助費
を適用しないので家に住ませ、指導し更生に結びつけた方がいいと考えた場合は
やうする。また敷地等に余裕があれば一部を処分して生活費に充てるとか、また住
宅ローン等があると基準以下の生活になってしまうので家を処分してローンを精算して
いただくこともあるとの答弁がありました。

委員より、生活保護がふえた場合、職員の態勢は足りているか。また生活保護から更生した件数はどのくらいかとの質疑に對して、社会福祉事業法ではケースワーカー一名に對して八十世帯が基準であるが、福生市では三百五十世帯、ケースワーカー四名であり少しオーバーしており、今後配属していくたい。また更生者の関係について七くなられた方の身寄りの方から感謝のお手紙等はいくいたたります。心づきもあつて思ひます。更生者については廃止という形で出てきますが、五十七年度の例では開始が百三十四世帯、廃止百四世帯。この百四世帯の中に更生者がどのくらいかというのは非常に難しい。死亡、緩解、転出、高齢のため老人保護も入所等々で更生者の人数は申しわけございませんが難しいとの答弁がありました。

また委員より、生活保護の住宅扶助費の平均、または最高額と最低額は、付添い看護事業部補助金だが、医療費がふえてくるのにこれが多った理由は何かとの質疑に對して、住宅扶助費の平均は二万三千円、最高額は基準額があり知事承認が四万二千円で、家族が七人以上の場合の特例で五万余円となります。そういう方が一世帯あり、最低額は五千円で、これは貸し間という形があります。また付添い看護者百十三件を見込んだが、六十七件となり、金額が三百八万一千円が二百

二十五万四千円となった。この点、見込みが甘かったのではないかと考えたとの答弁がなされました。

委員より、近隣市におけるケースワーカー一名当たりの受け持ち世帯数はどのくらいか。職員の増員についてはどう思うかとの質疑に對して、青梅、秋川等は四十から五十世帯である。職員については今増員は制限している状態で、内部の配分、仕事の度合い等を考え、人事異動等の時期に内部で処理するという形にしたい。けれどもどうも手いっぱいというところがあるけれども、現在のところ、職員も大変ですが、増員しない方針でありますとの答弁がありました。

委員より、ケースワーカーは外に出る仕事もたくさんあるので、せめて法で言う一名当たり八十世帯までという線は維持してほしいと要望がありました。

また委員より、生活保護の関係で民生委員の役割を具体的にお願いしたい旨、質疑があり、答弁として、民生委員の役割は地域の実態把握と主眼とし生活保護の認定、支給にかかわるといふことになっていません。ケースワーカーと一体となり保護者の適正な更生指導に協力するといふ形になっていてあります。

委員より、生活保護を受けながら乗用車に乗っている人がいるとしたらどのような